

令和 3 年第 4 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 3 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時 1 0 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	佐 川 洋 司 君
3 番	高 橋 利 彰 君	4 番	服 部 隆 君
5 番	高 橋 稔 君	7 番	諸 岡 周 示 君
8 番	牧 山 龍 雄 君	1 0 番	星 野 初 英 君
1 1 番	大 野 佳 美 君	1 2 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	諏 訪 洋 一 君
企 画 財 政 課 長	北 澤 雅 志 君
秘 書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
経 済 課 長	坂 本 紀 幸 君
上 下 水 道 課 長	香 取 秀 一 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	寺 崎 光 則 君
町 民 課 長	石 山 茂 樹 君
税 務 課 長	石 山 哲 也 君
子 育 て 支 援 課 長	足 立 誠 君
福 祉 課 長	吉 田 茂 久 君
出 納 室 長	山 田 さつき 君
都 市 整 備 課 長	仲 代 直 人 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 藤 英 樹
-------------	---------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年12月7日（火曜日）

午前10時10分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程4. 議案第3号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程5. 議案第4号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程6. 議案第5号 令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程7. 議案第6号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程8. 議案第7号 令和3年度河内町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程9. 議案第8号 河内町教育委員会委員の任命について
- 日程10. 議案第9号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程11. 議案第10号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程12. 議案第11号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程13. 議案第12号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程14. 議案第13号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程15. 議案第14号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程16. 議案第15号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程17. 議案第16号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程18. 議案第17号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程19. 議案第18号 河内町農業委員会委員の任命について
- 日程20. 請願第1号 高地区集落西側排水路整備に関する請願について
- 日程21. 請願第2号 長竿（下組）地区地内集落東側の排水路整備に関する請願について
- 日程22. 人権擁護委員の推薦について
- 日程23. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号

- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程10. 議案第 9 号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号
- 日程13. 議案第12号
- 日程14. 議案第13号
- 日程15. 議案第14号
- 日程16. 議案第15号
- 日程17. 議案第16号
- 日程18. 議案第17号
- 日程19. 議案第18号
- 日程20. 請願第 1 号
- 日程21. 請願第 2 号
- 日程22. 人権擁護委員の推薦について
- 日程23. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 10 分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、ドッグランの設置について、交通弱者対策については、星野初英君からの質問です。

2、直販センターについて、総合戦略アクションプランについては、諸岡周示君からの質問です。

3、学校教育については、牧山龍雄君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回も2項目の質問をいたします。今までも何度か質問させていただきました課題がありますが、全て住民の方からの要望がありましたので、質問に取り上げさせていただきます。

今年はイルミネーションがコロナの影響もあって中止となりましたが、住民の方から、イルミネーションを見ながら、河内町はどんな町なのか、行ってみて、よかったら移住してもいいかなと考えている方がいるというお話を住民の方からお聞きいたしまして、改めて町をアピールすることがとても大事だと認識いたしました。

そのような観点から、1項目目はドッグランについて、2項目目は、何度も質問していますが、交通弱者対策についての質問です。詳細は自席にて質問いたしますので、担当課長と町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 初めに、ドッグランの設置についての質問をいたします。

今年2月に、我が家で17年間飼っていたジャックラッセルテリアが亡くなりました。たくさん家族を癒していただきました。ペットを飼っている方は、我が家でもそうでしたが、どこの家庭でも一緒に出かけたり、毎日散歩をしたりして、家族の一員になっていると思います。

そこで、河内町のペットの把握状況について教えてください。

それに伴い、ペットの苦情問題が様々発生していると思いますが、飼い主のマナー向上が必要不可欠だと思います。

そこで、町がマナー向上の啓発として行っている取組を、仲代課長、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

初めに、町内のペットについての把握状況ですが、犬については、狂犬病予防法により市町村に登録することになっており、登録状況について申し上げます。

過去3年の、それぞれ9月末に茨城県へ報告しているものですが、令和元年9月末、532頭、令和2年9月末、506頭、令和3年9月末、492頭登録されており、年々減少傾向が見受けられます。

犬以外の猫等のペットについては、登録制度がないため把握しておりません。

次に、マナーの向上については、これまでも広報紙等により啓発しておりますが、それぞれの飼い主の考え方によるところが大きいと感じております。

最近では、犬の放し飼いによる苦情は減少しており、その点に関しましては、若干ではありますが、マナーの向上が感じられるのではないかと考えております。また、ふんの後始末については、これからも広報紙等により周知徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 2回目の質問をいたします。

仲代課長、ありがとうございました。

年々減少している原因として、やはり飼い主が高齢化してきていて、病気等して犬の世話ができなくなることを見ると、飼うことを諦める方がいると考えます。

私のすぐ近くにコンビニがありますが、町外から来て、犬と一緒に車から降りて、車をコンビニに置いて散歩をしている方を見かけます。あるときは、我が家の玄関の前に犬のふんをしていったことがありました。今は、大分袋とかバッグを持っている方を見ますが、まだ何も持たずに散歩している方も見かけます。

ペットを飼う上において、そのモラル向上を図るには、飼い主のコミュニティーが必要ではないかと思っています。自分だけだと、利己主義になりがちなマナーも、飼い主のコミュニティーの中で自然と磨かれていくのではないかと思います。

そのような意味でも、町内にドッグランの設備を造っていただきたいと考えます。現在、工事を進めている直販センターの近くに設置し、ペット連れで町外から遊びに来てくれる方々にも開放して、新たな河内町のアピールにもなるのではないかと思います。茨城県内における公設ドッグランも増えてきています。道の駅等の事例も参考にいただき、ペット連れの利便性の観点から、今後検討していただき、ドッグトレーナー等を呼んで、犬のしつけ方や飼い主のマナー教育などのイベントもできればよいのではないかと考えます。

坂本課長、町の考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

御提案にございましたドッグランの設置につきましては、現在、かわち直販センターから産業観光交流拠点施設としてリニューアルオープンに向けて準備を進めているところですが、この施設周辺への設置を今後検討してまいりたいと考えております。

当該施設は、産業や観光の活性化、町内外の人々との交流を通じたにぎわいや生きがいを感じられる交流施設とすることをコンセプトに整備を進めております。このにぎわいや生きがいを感じられることの一つに、愛犬家の方々のドッグランの利用による来訪者の増加に加え、滞在時間の拡大など、農産物直売所やサイクルステーションとともに、相乗効果が図られ、町の魅力度アップにもつながると思われまます。

星野議員の御提案のように、ドッグランを設置したことによるコミュニティーの広がりや、愛犬家同士によるマナーの向上も期待され、河内町に訪れる動機の一つとして十分に期待できる施設になると思われまます。

一方で、ドッグラン設置の検討に当たりましては、幾つかの課題がございます。

利用に関する運用面では、利用者に対する狂犬病等の予防接種の確認や、都市整備課長

の答弁にもありました排せつ物等の対応マナー、犬のけがなどのトラブルに対する飼い主の対応責任などがございます。このほか、設置する場所の確保と周辺環境への影響を検討する必要がございます。

場所につきましては、当該施設の周辺はほぼ農地となっており、地権者の御協力とともに、農地法等の規制がございますので、それらの手続にも対応する必要がございます。また、鳴き声や臭いなど、周辺環境の影響にも配慮する必要がございますので、これらについては近隣にお住まいの方々への御協力も必要となってまいります。

今後はこれらの課題を一つ一つ解決し、皆様からの御意見、御提案をいただきながら、設置を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 坂本課長、ありがとうございました。設置を目指して進めるという前向きな答弁に感謝いたします。

犬の飼い主は、遠くてもドッグランを設置することによって河内町に来てくれて、町の魅力を知っていただけるきっかけになれば、またその友人等にも教えていただき、多くの方が来ていただけるようになれば、農産物直売所、サイクルステーション共に相乗効果が図られることになります。河内イルミネーションもそうですが、町の魅力を知っていただき、定住につながるようになれば、人口減少の歯止めにもなります。なかなか思うようにはいかないと思いますが、少しでも効果があればと考えます。

今後いろいろな課題があるでしょうが、一つ一つクリアして、ドッグランの設置ができますように期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2項目目の質問の交通弱者対策についてお伺いいたします。

最近、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いの事故が多く報道されております。我が町でも高齢者の運転している姿が目立ちます。運転免許がないと生活ができないと考える住民がほとんどなのが現状だと思います。昨日も、目が悪くなって運転免許の更新に引っかかり、1か月の間に眼鏡を作って、もう一度運転免許の更新をしてくるしかないと言っている方がいました。

住民の方から一番多く要望があることですが、お医者さんに行くにも足がなくて困っているのも、もう少し交通対策を便利にしてほしい。買物も行けない等々、もっと便利であれば、無理に運転免許を更新しなくても返納したいのですがと言われます。

そこで、前にお答えしていただいたのですが、これまでの交通弱者対策の取組の実施についての御説明を、吉田課長、お願いいたします。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

これまでの交通弱者対策の取組でございますが、民間運営の公共交通が町内バス路線を

廃止し、平成18年より龍ヶ崎方面への通学通勤のために、町運営のコミュニティバスが運行されました。また、第五次総合計画の基本戦略において、通学、通院、買物といった日常生活の不便さを可能な限り解消を図るとされており、平成30年にはコミュニティバスの路線延長を可能にし、済生会病院への乗り入れが実現しました。

同時期から、福祉サービスとして、試験運用にて高齢者タクシー助成事業を実施しております。70歳以上で運転ができない交通弱者と言われる方に対して、目的地までの移動や、その他の公共交通機関に結ぶような役割としてお使いいただくよう想定し運行しております。関連して、障害者や要介護認定者にお使いいただく福祉有償タクシーも運行しております。1か月先の予約まで埋まっている状態で、ドライバー不足が懸念されているところでございます。

来年度に向け、高齢者タクシー助成事業の本格運用や福祉有償タクシーの課題等、精査しており、さらに御利用しやすくなるよう検討しているところでございます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 2回目の質問をいたします。

吉田課長、ありがとうございました。コミュニティバスが龍ヶ崎の済生会病院まで行くようになり、住民はとても喜んでおります。

しかし、高齢者でバス停まで行くことができない方は、高齢者タクシー助成制度を利用してコミュニティバスに乗り換えていかれる人ばかりではないと思います。目的地まで直接タクシーで行く方もいると思います。その場合、現在の920円ではとても足りないと思います。もう少し考えて、思い切って助成金を出していただけないでしょうか。

また、福祉有償タクシーの予約もなかなか取れない状況とお聞きしております。年に何回も使わなくても、入会費、年会費もかかります。もう少し利用者の負担軽減はできないものでしょうか。

町内にお医者さんや買物をするお店があれば、デマンドタクシーという考えもありますが、町の中だけでは無理なので、どうしても龍ヶ崎市、稲敷市、成田市に行かなければならない状況です。

住民に喜んでいただけるような使い勝手のよいものにしていただきたいと思います。今後の交通弱者対策についての考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） お答えします。

今後の交通弱者対策についてですが、一つ目に、現在試験運用にて実施している高齢者タクシー助成事業でございます。御利用者様の御意見やアンケート結果、実績を考慮し、令和4年から本格運用いたします。

対象者は70歳以上で自動車運転免許証のない方、何らかの理由で自動車を利用できない

方になります。利用希望の方は、役場福祉課またはつつみ会館にて申請いただけます。

御利用方法でございますが、利用前日までにタクシー会社に予約していただきます。利用できる区間は、町内から町内へ、例えば自宅から役場への移動。次に、町内から町外へ、自宅から病院、スーパーへの移動、最後に、町外から町内へ、病院、スーパーから自宅への移動などで御利用いただけます。また、利用できない区間は、町外から町外、例えば病院からスーパーへの移動、娯楽目的の移動、自宅からパチンコ店などの遊戯場等への御利用はできません。

1か月の利用回数は、片道換算で6回を限度とします。助成額につきましては、協議中でございますが、現在の助成額1回乗車につき920円から増額を検討中でございます。

本事業は、交通弱者に対し、病院への通院や買物を福祉事業の一環として助成するものでございます。

二つ目に、福祉有償運送サービスでございます。高齢者や障害者等、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う移送サービスでございます。また、登録者のうち独り暮らし高齢者等であって、医療機関や在宅福祉施設等への移動といった要件を満たす方については、河内町外出支援サービス事業として利用料の半額助成を行っております。

福祉有償運送サービスの対象者は、身体障害者手帳を所有している方、要支援、要介護認定を受けている方、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する方になります。

利用方法は、社会福祉協議会に会員登録をしていただきます。予約は、原則1か月前から2日前の17時までに社会福祉協議会に予約していただきます。

先ほどもお伝えしましたが、令和4年度ドライバー不足の解消をするために、ドライバー謝礼の改定をいたします。改定内容は、御利用いただいた運賃をほぼドライバー謝礼となるよう、謝礼の増額をいたします。また、御利用者様につきましては、運賃に変わりはないのですが、入会金、年会費を無料にするよう検討しております。改定により、ドライバーの人材不足と御利用者様の利便性の向上に努めます。

三つ目に、交通弱者対策会議により検討しておりました、移動スーパーでございます。株式会社カスミと河内町において包括連携協定を締結いたしました。協定中の買物弱者支援事業として、令和4年1月17日より株式会社カスミの移動スーパーが出発いたします。

以上が、検討しております今後の交通弱者対策でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 3回目の質問になります。

吉田課長、ありがとうございました。

では、野澤町長にお伺いいたします。

今後、令和4年度から高齢者タクシー事業が本格的に運用されるということですが、今、

料金については検討中との吉田課長の答弁をいただきましたが、助成額は現在の920円から幾らぐらいにするのかをお聞かせください。

助成額を上げていただくことは、住民にとって、とても助かります。ただ、タクシーを呼んだときに、住民の住んでいるところによっては、タクシー会社が遠い場合は、そこで結構な金額になると思います。それを自宅までの分は町で支払うようにはならないのでしょうか。

また、福祉有償サービスですが、河内町の外出支援サービスの利用の入会金、年会費が無料にしていれば、とても利用しやすくなると思います。

今でも予約がなかなか取れなくて、思うように外出できない方がおりますが、ドライバーの人材確保が原因だと思いますが、先ほど吉田課長から答弁があったように、ドライバーさんの謝礼を上げることによって人材が見つければ、利用者の予約の待つ日にちも短くなり、便利になると考えます。

それでも人材確保ができない場合は、例えば龍ケ崎市の社協では行っておりますが、車いすと車を貸し出すことを考えてもよいのではないかと考えます。車によっては、車いすを乗せられない自家用車もありますし、車いすごと移動できることは、介護している家族が運転して病院に連れていくときにとても助かると思います。それにはいろいろという規定があると思いますが、どうしても人材確保ができないときは考えてもよいのではないのでしょうか。利用者は、龍ケ崎市の場合は、ガソリン代のみ支払うようになっているようです。

買物弱者の移動スーパーも来年1月より開始されるということですが、皆さんとても楽しみに待っておりますので、よろしくお願いいたします。

野澤町長、答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

現在、高齢者タクシーは920円ですが、助成の金額的にも不足するという事で、片道1,500円、1日往復で3,000円とし、月に3回使用できるように、年間10万8,000円を補助するという事で来年度の予算に計上します。3,000円以上の場合は個人負担になってしまいうんですけれども、迎車代も含めて片道1,500円であれば、それなりの医療機関等にも行けるのかなということで、取りあえず1,500円の往復3,000円でスタートをさせていただきたいというふうに思っております。今、多分100、200の人数の方がいらっしゃいますので、結構な予算を組まなくてはいけない部分もございます。

あと、福祉有償サービスなんですけれども、利用したくてもドライバーがいなくてというお話も聞くんですけれども、やはり払う費用が非常に安いものですから、なかなかボランティアといっても、なり手がいないというのが現状でもございます。ドライバーさんに運賃として、お金を増額するような形で、何とか人手の確保をしながらやっていくしか

ないのかなというふうに思います。

また、移動販売車も1月からスタートをしますけれども、最初は週に2回ということで、ある程度の地域しか行きませんので、要望とか苦情も相当あるのかなというのも心配をしておりますけれども、その辺は順次、要望をしていただいた場合には、路線の改定であったり、時間の改定も含めて、皆さんによりよいサービスをできるように、この決まったものが全てイコールではなくて、柔軟性を持って、必要なものを必要なところに届けるというのが移動販売車ですから、その辺はいろいろと柔軟な対応を取っていきたいと思います。

高齢者タクシーは、ですから1日3,000円を月3回までの年間10万8,000円を限度に補助するということで支給をさせていただくような形でやってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 野澤町長、ありがとうございました。今後もしろいろと柔軟に住民のいろいろな意見をお聞きしまして、変えることも可能性はないかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

住民で一番多い課題でございますので、今後より一層、住民の方が安心して、また安全に住める状況に、また車の免許がなくても住めるよと言っていただけるように、いろいろと規則があることはよく分かりますが、工夫していただき、知恵を絞っていただき、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。7番諸岡周示です。師走に入りまして、気持ち的に何かと慌ただしくなってきました、すごく気持ち的にも感じておる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症が中国で発生して、世界中に蔓延してから、もう2年がたちました。日本ではワクチン投与の効果だと思われませんが、また若い人等の接種率も上がり、感染者がかなり減少してきました。しかし、国では3回目の接種を医療従事者をはじめ始まっているような、マスコミ等でも報道されております。そして、アメリカなどは途上国に遅れがあり、ワクチン投与をするために、各国に協力の呼びかけが進められております。しかしながら、南アフリカなどから発生したと言われる変異ウイルス、オミクロン株が発症して、大変な危惧をされ始めました。第6波に備え、これからも一人一人、感染防止を努め、新しい年を迎えたいと感じております。

それでは、本日の質問は、来年春にオープンしようとしている直販センターについて質問をいたします。408号線沿いにある立地的に非常によい場所です。町の小さな拠点づく

りでも、これからの運営方法について質問をいたします。

2 番目として、今年 3 月に発行されました河内町総合戦略第 2 期アクションプランについて質問をいたします。今までの施策を見ますと、何となく行き当たりばったりのような、そして思いつきのような感じがしてなりません。計画に乏しく、検証もされない状況で、今後どのようにこの町をやっていくのか、そのようなことを質問いたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、そして野澤町長には丁寧な答弁を、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 7 番諸岡周示君。

○7 番（諸岡周示君） まず初めに、直販センターのサイクルステーションの運営方法について質問いたします。

サイクルステーションの中にシャワー室などが設置されるというようなことですが、それは今後どのように周知をするのか、そして、オープンに当たっては、利根川の土手からサイクルステーションまでの案内をサイン板や道路等に分かりやすい明示をしたいと思います。その辺はどのように、以前も研修会でも質問しましたが、どのようにするか、そのようなことを担当課長に質問いたします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

サイクルステーションへの導入機能といたしましては、一つには、町の観光スポットや利根川周辺の自然を楽しみながら周遊観光ができるよう、レンタサイクル機能を導入する予定です。また、サイクリングを楽しむ方が気軽に立ち寄れ、休憩ができるよう、御質問にもありました、シャワー設備の導入と併せて、施設の 2 階には展望テラスを備えた軽食やお茶などが楽しめる店舗を併設する予定としております。

これらの機能を周知する方法につきましては、ハード面、ソフト面の両面からの周知方法を予定しております。

ハード面では、御質問にもございました、利根川の堤防からの誘客の方法といたしましては、長豊橋を挟んで東西の両方向から町道沿いへの案内看板や路面標示の設置による誘導案内の方法を予定しております。また、利根川堤防のサイクリングロードの看板等につきましては、今後設立が予定されております、茨城県や河内町を含む周辺の利根川沿線 5 市町の自治体と民間企業等で構成される協議会とともに連携を図りながら、一体的な周知に取り組んでまいります。

加えて、ソフト面では、サイクリングポータルサイトが、茨城県の県西や県南地域の 6 市で構成する自治体で既に開設されておりますので、ここにサイクルステーションを含めた町の情報等の掲載を検討してまいります。このサイトでは、おすすめルートや周辺観光スポット、飲食店、トイレなどのサイクリングにも役立つ情報を見ることができ、スマートフォンアプリとの連動も行えるようです。

このように、これら誘導案内や様々な情報媒体も活用しながら周知に努めてまいります。
以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 続きまして、直売所の運営方法ですけれども、ふるさと納税の返礼品の取扱いや品ぞろえについて、出荷者協議会など、いろいろな調整があると思いますけれども、その辺は今後どのようにするのか、そして、管理者も含めて何名くらいで行うのか、また、今課長が言われたように、お茶も飲むというようなことで、お茶も飲めるようなところも造るということですが、それは公募でいつ頃決めるのか、その辺は決まっているのか、担当課長に質問をいたします。

それと同時に、今後、多分この直売所の事業は、あと町長にも答弁をお願いしたいんですけれども、いろいろな2期的な、2期工事ですか、その辺も町として考えていると思いますけれども、その辺を野澤町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の農産物直売所の運営におけるふるさと納税の返礼品の取扱いや品ぞろえにつきましては、町には魅力ある様々な特産品や加工品がある中、それらが一つの直売所に集約され、ひいては返礼品の拠点となれば、さらに新たな商品の組合せや加工品への開発にもつながり、さらなる魅力ある返礼品などが生み出されることが期待できます。これらの相乗効果により、農産物直売所としての機能がさらに強化されるとともに、ふるさと納税の返礼品となる品ぞろえも増え、町のPRにもつながっていくものと思われま

す。次に、2点目の施設の管理運営における人員体制の御質問でございますが、施設の管理については、町が出資するまちづくり会社等において、指定管理による施設の包括的な管理運営を行うことを想定しております。そこでの運営責任者は、町の任期付職員として、まちづくり会社等の業務にも携わりながら、施設長となって施設全体の総括管理を行うことを想定しています。このほかの人員配置といたしましては、農産物直売所及びサイクルステーションの管理を行う副施設長に1名、物販等の販売員にパート職で常時2名、レンタサイクルやシャワー室の受付業務などに、同じくパート職常時1名を配置しながら運営していくことを想定しております。

次に、3点目の、先ほどの御質問でも触れました、サイクルステーションの2階に併設される店舗につきましては、年内を目途に、軽食のテナントスペースとして出店者の募集を開始する予定としております。ここでは、利根川周辺や町内の周遊観光など、それらを自転車でめぐり、町の雄大な田園風景を展望テラスで眺望しながら、自然や食などの魅力が体感できるサイクルツーリズムにつながる店舗として位置づけ、軽食のメニューには町の農産物等を活用して提供することを出店要件として加えることも検討しております。

このように、地域資源や観光資源の活用とともに、それぞれの施設が農産物直売所やサ

イクルステーションとも連携を図りながら、施設全体のみならず、地域の活性化につながる拠点施設として整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

まず、人の採用なんですけれども、公募をかけまして、筆記試験が終わりまして、12月10日に面接を行って、その中で3名の方が面接する予定なんですけれども、非常に皆さん優秀ですから、その中で1名、指定管理者、そしてできる人を採用する予定になっております。採用されたら、1月から勤務していただいて、その後、パートさんも順次、公募みたいな形になると思うんですけれども、そういった形で順次、進んでいければなというふうに思っています。

また、直売所の2期工事なんですけれども、今回は先行オープンということで、大分躯体のほうができまして、3月には出来上がって、4月からオープンをするという予定ではあります。その中で、先ほども申したように、上の施設は公募で募集して、いい企業さんなり、お店があったら出していただきたいというふうには思っております。

また、その次なんですけれども、本体がまだ残っておりますので、あれを来年解体して、次の施設を造るという計画があるんですけれども、今のところ、それも公募をして、来ていただけるお店、飲食店であったり、そういったものを公募し、早急に選定をしていきたいというふうに思っております。予定では、3月から解体工事を始めますので、解体をして、企業がうまくマッチングすれば、9月ぐらいから店舗を新設して、再来年3月までに完成して、4月からはオープンしたいというふうに予定をしております。

約、解体で6,000万円から8,000万円とかって結構お金もかかりますので、本体に関しましては、地方創生交付金を使いまして、約2億5,000万円ぐらいかかる予定なんですけれども、半分を国の補助金、そして半分は来ていただける企業なり会社からの家賃で賄うということで、なるべく町の財源は使わないで運営をできればいいかなというふうに思っています。それでも解体と舗装をある程度かけ直しをしなくてはいけないので、あとは北側の駐車場も足りませんので、今、更地になっているところを借りて、約40台ぐらい止められると思いますので、砂利にはなってしまいますけれども、従業員の駐車場も含めて、リニューアルをして進めるような形を取っていきたいと思います。

企業の出店希望がなければ、なかなか思うようにはいかないんですけれども、何とか公募を募って、いい企業に来ていただいて、あそこがより以上にぎわいが出るようなシステムをつくっていただければと考えておりますので、そういうものが決まりましたら、皆様にもぜひお伝えをして、皆様に協力していただきながら、あそこをいい拠点の一步としたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7 番諸岡周示君。

○7 番（諸岡周示君） ありがとうございます。

続きまして、今年 3 月に河内町総合戦略第 2 期、こういうものが発刊されました。

そこで、野澤町長、就任してもう半年が過ぎようとしています。今、先ほどの直売所のこともありましたけれども、そろそろ手腕というか、野澤カラーを発揮してやってはどうかと非常に思っております。また、イルミネーションも中止になった今、魅力あるまちづくりの今後の計画について、私は非常に、いろいろ職員の皆さんはたくさんいろいろ仕事をやってきて、大変申し訳ないんですけども、そろそろ職員の皆さん限界に来ているのではないかと非常に感じております。

これまで進めてきた施策、このアクションプランにもありますけれども、検証を行った上で、これからますます進む高齢化や人口減少に対応しつつ、地方創生を目指したまちづくり総合戦略会議など、農業戦略や、町でも今やっている定住促進、高齢者対策、そして子育て教育、そして、先ほど先輩議員もありましたコミュニティーの交通網など、そういうものを外部の有識者を含めて、そういう部会を創設したらと私は非常に思うんですけども、その辺の考えを野澤町長、お持ちなのか、今後やっていくのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

第 2 期でしたっけ、アクションプランのほうにつきましては、検討委員会というか人選が決まっておりますので、1 年たった 3 月には検証をして、見直すという形になっておりますので、その結果を踏まえて、これからの方向性を考えていかなければならないと思います。検証した上で、これからの町の方向性というものが非常に大事になってくると思いますので、少子高齢化を見据えながら、どういった政策をやっていったらいいかということを考えていかなければならないというふうに思っています。

その中で、まず農業の戦略ということなんですけれども、来年 1,000 万円ぐらいの補助金をつけまして、3 年間で認定農業者を含めて 20 万円から 50 万円程度、1 回にはなってしまいますけれども、助成をしたいという考えがありまして、農業委員会の意見を聞きながら、その規約をつくって、その中で、例えば農業機材を買ったり、何か倉庫を建てる場合の少しでも補助をしたいということで、米の価格が安いですから、なるべく農家離れを防ぐためにも、そういったことで 3 年計画で約 3,000 から 4,000 万円の予算を組みまして、30 万円から 50 万円ぐらいは、1 回は欲しい人に支援をして、これからの農業を守っていただけるようなことを考えておりますので、規約とか募集方法とかが決まりましたら、4 月からはなると思いますが、順次、進めていきたいというふうに思っています。

また、今、行財政改革ということで、人の配置とかも来年 4 月から新たに変えようという計画をしておりまして、毎月のように課長さん方といろいろな話をしながら、必要なも

のと必要でないものもありますので、その辺で人材の育成も含めて、新たな外部からの登用も考えながら、ある程度そういったもので必要なものの強化をしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

また、先ほどの交通体系の話なんですけれども、あれに関しましては、河内町の公共交通会議というのがありまして、これは料金体系とか路線バスを出すときに、警察だったり、国交省だったりという人たちが審議をしていただくというものがありますが、それはそれとして、やはり町の中でどういうものが必要なのかというのを住んでいる人が一番分かりますから、そういった意味で、来年、できればそういう部会的なものを立ち上げて、いろいろな人選をしながら提言をしていただくような団体をできればつくっていききたいなというふうにも思っていますので、その節は、いろいろな部分で皆様にも協力していただかなければいけないのかなというふうに思っております。

また、もう1点のまちづくりに関しまして、これからいろいろな方向性があると思いますけれども、町として必要なものをどんどん進めていかなければならないと思いますので、先ほどの町のほうも、課の統廃合、新設も含めて、より住民がサービスが行き届くような、そして満足できるような体制を4月からスタートをしていきたいということで、今準備しているところでもあります。

また、子育てとか教育ということで御質問もありましたけれども、ヤングケアラー対策とかもいろいろありまして、今、町では男女共同参画ということで、女性を中心にアンケートを取りながら、そちらはそちらで進めておりますけれども、やはりこれからの町の将来を考えたときに、若い人の考え、特に女性の方も含めて、未来創造検討委員会というものを立ち上げまして、その中でいろいろなものを、これからの町に必要なものを、外から見た観点で提言をしていただくような組織を、来年からつくっていったらいいなというふうに思っていますので、その辺で、これからの町を考えていくのが大事だというふうに思います。

その辺でよろしいでしょうか。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。野澤町長、遠慮しないで、自分の考えをもっともっと前面に出して、外部を入れながら、これからのまちづくりに御尽力いただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。10分間の休憩とします。

午前10時57分休憩

午前11時07分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔 8 番 牧山龍雄君登壇 〕

○ 8 番（牧山龍雄君） 8 番 牧山龍雄でございます。学校教育について質問をさせていただきます。

毎日まちづくりに努力され、励んでおられます野澤町長には、敬意と感謝を申し上げます。まちづくりといっても、多面的な政策や努力がありますが、教育という面のまちづくりもあると思います。その中で、鈴木さんも教育長に就任されてから 1 年になります。そこで、教育について、少し考えをお聞かせください。

小中一貫校になって、かわち学園も年数が少したち、制度的にも大分整ってきたと思います。河内町をこれから背負って立つ若き人材を育てなければいけないと思っています。子供は町の宝であり、財産でもあります。生徒の能力や個性を伸ばし、体験や経験を積むことが大事だと考えます。そのような観点から質問をさせていただきます。

町長、教育長、答弁をよろしくお願いします。詳細は自席にて発表したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 8 番 牧山龍雄君。

○ 8 番（牧山龍雄君） それでは、まず初めに、鈴木教育長に教育基本法についてお聞きします。

平成 18 年に、教育基本法が 60 年ぶりに改定されました。特に、第 10 条に家庭教育の実現を新設し、父母のその他の保護者や子供の教育について、第一義的に責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身につけさせるといったものであります。自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとするとも記されてあります。

そして、第 2 条には、教育の目標として、道徳心、自立及び自主の精神を培うとともに、勤労を重んずる、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参加し、その発展に寄与する。命を尊び、自然を大切にし、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことと記されています。

このようなことを、鈴木教育長はどのように感じ、考え、思っているのかをお聞きしたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 牧山議員の教育基本法にある家庭教育に関する規定の質問について、河内町の取組を取り上げながらお答えしたいと思います。

この条項は、全ての教育の出発点である家庭教育の重要性を鑑み、その役割や支援等を規定しています。家庭、地域、学校などが連携協力して、社会全体で子供たちを育てていくという体制が大切です。

そこで、河内町では、家庭教育講演会や子育て学習会を開催しております。また、平成 30 年度から、訪問型家庭教育支援事業を立ち上げました。この事業の目的は、課題を抱え、自ら学びの場や相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に、家庭教育支援チームが支援を

届け、保護者への支援を通して、子供たちの育ちを支えていくものです。支援員は、子育て経験者、教員OB、民生委員、児童委員などの6人です。相談を希望する方は、訪問、電話、書面の三つの方法を希望で相談ができることになります。

次に、教育基本法第2条にある道德心、自主及び自立の精神、公共の精神といった点についてお答えします。

この三つ、これらを大きく心を育てる教育と捉えて、道德教育について説明させていただきます。

児童生徒は現在、特別の教科、道德、道德科という教科として学習しています。道德教育は、その道德科を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行っています。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。教育長におかれましては、河内町の取組について、いろいろお話しいただきましてありがとうございます。これは基本法ですから、これを基本に河内町独自でいろいろ取組ができるのかなと思っております。

それで、2回目の質問といたしまして、児童生徒の個性や特性を生かす教育ということで、今の答弁の中でも少しありましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

児童や生徒はいろいろな可能性を持った存在でございまして、一人一人が個性を持ち、特徴を持っています。それにちょっと気をつけ、背中を押してあげることによって、子供たちはどんどんと伸びると思います。

このような取組について、もう一度教育長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 児童生徒の個性や特性を伸ばす教育についてお答えします。

十人十色という言葉があります。人が10人いれば、それぞれに個性があり、考え方も好みも違うということです。教育的に言えば、子供一人一人に、それぞれのよさや個性があるということです。

子供の個性や特性、よさを伸ばすために、学校では発達段階に応じた取組をしています。低学年では、自分の特徴に気づく。中学年では、自分の特徴に気づき、長所を伸ばす。高学年では、短所を改め、長所を伸ばす。中学校では、自己を見つめ、個性を伸ばして、充実した生き方を追求することが必要となっています。特に、かわち学園の9年生は、今の時期から卒業まで、自分の個性、特性を生かして、自分の進路を選択するときです。

ここで、かわち学園の教育活動の中で、子供の個性や特性を伸ばすための取組を紹介します。

学級活動の中で自分のよさを発見しようなどのテーマの下、ゲーム的な要素を取り入れ

たグループエンカウンターという活動を行います。これは、友達の頑張りやよさを互いに伝え合い、それぞれが自分のよさに気づく活動です。また、毎日の帰りの会の中でも同様な活動を取り入れている学級もあります。これらの活動を通して、子供たちは自分のよさや個性に気づき、自分にもこんないいところがあるんだといった自信が生まれ、その積み重ねによって、物事に積極的に取り組むことができるようになります。

授業においては、前期課程で教科担任制を取り入れています。理科、音楽、図工、体育の教科で後期課程の教科専門の先生が授業をしています。その教科が得意な子供は、さらに興味関心を高め、個性や特性を伸ばしたりすることができます。これも小中一貫校のかわち学園だからこそできる取組です。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、ただいま教育長から具体的な教育内容をお話ししていただきましたけれども、これを子供の一人一人に対応するというのは大変大変ではございますけれども、やはり子供の特性を伸ばし、子供の成長を促すためには、やっぱり一人一人に気を使ったりしていかなければならないことだと思います。これからも、そういう面に取り組んでいただきたいと思います。

3回目としましては、児童生徒への自然や農業をどのように教えているのかなということで質問をさせていただきたいと思います。

河内町の基幹産業は農業でありますし、この大自然であります。そして、体験こそ最大の教育ではないかと思います。子供の頃、体験を通して身につけたことは、大人になってもなかなか忘れないでしょう。作物を種からまき、育て、収穫し、そのような喜びは、その思い出は一生消えることはないと思います。そして、自分たちで収穫した大切な作物を売るという体験も必要ではないかと思います。育成から収穫という一貫したサイクルの中で、販売を経験し、経営を考える少しのきっかけになればと考えます。その体験する場所を設けることができないでしょうか。

町長にお伺いします。

そういう、これから直販センターの中にそのような、少しでもいいから子供たちの何か収穫したものを置ける場所があれば、子供たちもいい体験ができるのではないかと思います。そして、併せてお聞きしますけれども、これからも、去年、おとしまで中止になりましたけれども、ハワイの学校との交流はこれからどのようなように考えているのかをお聞きしたいと思います。

最初に教育長、そして町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） それでは、私のほうでは、児童生徒への自然や農業を教える教

育について、お答えしたいと思います。

河内町は、皆様御存じのとおり、自然豊かな、すばらしい町です。その自然を生かして、かわち学園で行っている自然体験を紹介します。

1年生、2年生の生活科では、学園の隣にある水と緑のふれあい公園に行き、草花や木の葉、虫などを探します。その中で、土に触れたり、自然を感じたりして学習しています。例えば、春には緑色だった木々の葉が茶色や黄色になった葉を見つけることで、季節の移り変わりを感じます。また、虫を取って、動きを観察することで、命の尊さを感じることもあります。

1年生はアサガオを育てたり、虫を飼ったりする自然体験をしています。2年生は、野菜を育てる体験から、その難しさや、自分で作った野菜を収穫し、食べることで喜びを感じていることと思います。3年生から9年生は、学校農園を使って、サツマイモや大根を育て、収穫する自然体験、農業体験を行っています。ちょうどこの時間に、学園の子供たちは農園で大きくなった大根を抜いているところだと思います。地域の人に抜くのを手伝ってもらったり、友達と力を合わせて抜いたりしていることと思います。それこそ、まさに見る、聞く、嗅ぐ、触れる、味わうの五感を使った自然体験、農業体験です。

このように、自然体験を通して、子供たちは命の大切さ、自然のすばらしさ、生産の喜びを肌で感じます。また、土づくりから除草、そして収穫まで、献身的に協力いただいているシニアクラブの皆さん、機械を使って畑の耕作に協力してくださった地域の皆さん、畑を貸してくださった方など、多くの方々に感謝の心を持つことができると思います。これがかわち学園の心を育てる教育、道徳教育です。先ほどの最初の質問にもつながる活動です。さらに、自分たちで生産した、また収穫したサツマイモや大根が給食に出ます。いつも食べているサツマイモや大根とはちょっと違った味を感じたり、喜びを感じたりするだろうと思います。このことは食育にもつながります。

これまで述べてきましたように、河内の豊かな自然に触れ、多くの地域の方々との交流を通した自然体験、そして農業体験によって子供たちは、河内のよさを再発見できると考えています。まさに、郷土愛につながる活動でもあると思います。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 牧山議員の質問にお答えします。

学校教育の中で、やはり体験をするということは、非常にいいことだとは思いますが。その中で、直売所で直接売るというのは、なかなか難しい部分もありますので、例えばシニアクラブなんかで団体で登録していただいて、そこに一緒に便乗して売るとかということはいいいと思うんですけども、やはり子供たちがそこで利益を追求するということになってしまうと、ちょっと教育上よろしくないのかなというのがありますので、例えばシニアクラブに寄附をしたりとか、あと食改善みたいところに寄附をして、その食材を使って

いただいて、お年寄りの方にそれを、子供たちが作ったものを食べていただくようなことをしたほうがいいのかなどというふうには思っています。その辺は、売ることができるかどうか、これから調査しないといけないのかなという部分もあります。確かに体験して、作って、収穫したり、食べる喜びは非常に大事なことでと思いますので、これからも続けていってほしいと思います。

また、ハワイの件なんですけれども、一応来年度予算は計上はいたします。それで、コロナの関係もありますので、その時期になりましたら、行けるかどうかを検証し、また、今11月に行っているんですけれども、やはり教育上、できれば夏休みを使って行ければいいかなということで、来年度は、今年8年生行けないので、8年、9年生、2学年でできれば行きたいという予定もありますので、一応予算計上はさせていただいて、これからのコロナの状況を踏まえながら、できれば交流を切らずに続けていきたいと思いますので、その節になりましたら、状況を見ながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 教育長、町長、どうもありがとうございました。交流を切らないで、これからも続けていきたいと私も考えております。河内町の教育の充実と発展、そして河内町の教育は素晴らしいと言われるようなものを目指していただきたいと、これから皆様の努力をよろしくお願いしたいと。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程2、議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程3、議案第2号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第4

号)を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和3年度河内町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程4、議案第3号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程5、議案第4号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 6、議案第 5 号 令和 3 年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 令和 3 年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 7、議案第 6 号 令和 3 年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 令和 3 年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 8、議案第 7 号 令和 3 年度河内町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 令和 3 年度河内町水道事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 9、議案第 8 号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第 8 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 8 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 河内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第 9 号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第 9 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 9 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程11、議案第10号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 河内町農業委員会委

員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程12、議案第11号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程13、議案第12号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程14、議案第13号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程15、議案第14号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程16、議案第15号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程17、議案第16号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第16号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程18、議案第17号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程19、議案第18号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 河内町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程20、請願第1号 高地区集落西側排水路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月30日、所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

諸岡総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長諸岡周示君登壇〕

○総務経済常任委員長（諸岡周示君） 去る11月30日に開会されました令和3年第4回河内町議会定例会におきまして総務経済常任委員会に付託されました、請願第1号 高地区集落西側排水路整備に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、当該地区の現状を説明いただき、協議しましたところ、車の出入りが多く、通学路にもなっている道路でありながら、幅員も狭い上に水路蓋が未設置であるため、通行の際に水路に落ちるリスクが伴うなど、生活に支障を来していることから、採択すべきとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和3年12月7日、総務経済常任委員会委員長諸岡周示。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程21、請願第2号 長竿（下組）地区地内集落東側の排水路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月30日、所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

諸岡総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長諸岡周示君登壇〕

○総務経済常任委員長（諸岡周示君） 去る11月30日に開会されました令和3年第4回河内町議会定例会におきまして総務経済常任委員会に付託されました請願第2号 長竿（下組）地区地内集落東側の排水路整備に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申

し上げます。

審査に当たり、当該地区の現状を説明いただき、協議しましたところ、排水状況が悪く、夏場には悪臭や蚊の発生など公衆衛生上も非常に劣悪な状況であり、台風などによる大雨の際は排水路からあふれ出す状態になり、生活に支障を来しているため、採択すべきとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和3年12月7日、総務経済常任委員会委員長諸岡周示。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第2号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程22、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であると思いたしいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は推薦するに適任であると決しました。

○議長（服部 隆君） 日程23、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和3年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員